

長期化・高齢化する路上生活者の課題解決に関する研究

—ホームレスの実態に関する全国調査から—

○法政大学大学院 元田 宏樹 (007768)

キーワード3つ：路上生活者、可視化、支援施策

1. 研究目的

路上生活者の数は、厚生労働省が公表した人数によれば、2016年1月現在、全国で6,235人となっている（ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査））。2003年の25,296人と比較すると75.4%の減少率である。このように減少してきた背景には自治体による路上生活者対策事業や生活保護の適用、そして民間支援団体による取り組みが成果をあげてきたと考えられる。厚生労働省の調査方法は、「市区町村による巡回での目視調査」となっていることから、可視化される路上生活者がカウントされていることになる。それでは、これだけの減少傾向の中、未だに路上で生活をしているのはどういった原因によるのか。新たに流入してきたのか、それとも何らかの理由で支援から取り残されたのか。本研究においては、そうした実態について分析を行い、路上生活者が地域生活へと移行できるための支援施策について考察を行った。

2. 研究の視点および方法

本研究においては、都市部で路上生活を余儀なくされている人々について、その実態や特徴を厚生労働省及び東京都の調査報告書等、そして支援を行っている民間団体の活動から把握を試みた。そして、路上生活からの脱却に向けた課題を明らかにし、現状の支援施策の限界を確認するとともに今後の望ましい支援施策のあり方について検討した。

3. 倫理的配慮

本研究にあたっては、日本社会福祉学会が定める「研究倫理指針」が示す各条文に抵触することはなく、特に先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することの重要性について深く認識した上で取り組んだ。

4. 研究結果

厚生労働省が2003年、2007年、2012年に実施した路上生活者からの個別面接方式による調査（ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査））によると、平均年齢は、55.9歳(2003)、57.5歳(2007)、59.3歳(2012)と調査年ごとに上昇している。また、路上生活期間は5年以上が24.0%(2003)、41.4%(2007)、46.2%（2012）と調査年ごとに長期化

している。このことは、同調査を基に分析を行った「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」において「路上生活者の高齢化、長期化の進展」として報告されている。こうした結果から、概数調査によって可視化される路上生活者は、新たに流入する人々よりも、路上での生活が長期化している人々が多いことが推測される。

また、2012年の調査では、「これまで生活保護制度を利用したことがありますか」という問いに対し25.3%の人が「ある」と回答している。さらに「今後、どのような生活を望んでいますか」について、一番多い回答が「今のままでいい（路上生活）」(30.4%)となっている。そのうちの14.1%の人が「福祉の支援は受けたくない」と回答している。これらの結果から、長期化・高齢化している路上生活者の中には一定程度、生活保護を過去に受給したことはあるが、何らかの理由で再び路上に戻ってしまった人、または支援そのものを拒絶している人がいることが分かった。

5. 考察

調査結果からも明らかなように、長期化・高齢化している路上生活者の中には既存の支援施策では対応しきれなかった人々がいることが推測される。特に、自立支援センターにおける支援は、利用期間内に就労して自立を目指すことが前提となっており、就労が困難な路上生活者は、対象から外れている。そうすると、残る支援策は生活保護制度になるが、これも調査結果にあったとおり何らかの理由により途中で廃止になる場合や、公的扶助を受給する際のスティグマによって支援自体を拒む人々が存在する。また、金銭管理や服薬管理等に問題がある場合、アパート等ではなく、相部屋の無料低額宿泊所で保護が開始されることがあることも生活保護を拒む理由にあげられる。このような人々が、長期間路上で生活しており、支援を受けないまま年齢を重ねているのが実態である。これを解決するには従前の支援施策の柔軟な運用が求められるのではないか。現代の日本社会で支援メニューに乗らないという理由で、何年間も路上で生活を送ることを選択させてよいのかどうか議論する必要があると考える。

また、行政に対する不信感から支援を拒む路上生活者に対しては、巡回相談を手厚く実施し路上生活者に寄り添い、長期間に及ぶ訪問・対話で信頼関係を築き路上からの脱却方法を当事者と一緒に考えて行く活動が効果的だと考える。こうした取り組みは、民間の支援団体で先駆的に行われており、実績をあげているNPOも存在する。

このように、既存の施策から取り残された路上生活者や、施策の枠組みに適合できない路上生活者については、法制度の柔軟な運用と伴走型の継続的な支援によって地域生活へ移行させるべきであり、行政と民間の協働による支援施策が求められる。